令和5年2月定例会(事前) 地方創生対策特別委員会資料 商工労働観光部

「にし阿波~剣山・吉野川観光圏整備計画(案)」について

## 1 目的

県西部の2市2町と徳島県は、平成20年10月の観光圏制度発足と同時に、 四国で初の観光圏として認定を受け、3月末で3期目の計画期間が満了する。

このたび、国の新たな基本方針(案)や、これまでの取組の成果等を踏まえ、 4期目となる観光圏整備計画を作成し、「世界に通用する競争力の高い観光地域 づくり」を推進する。

# 2 計画の名称等

「にし阿波~剣山・吉野川観光圏整備計画」

観光圏の区域 美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

計画期間 令和5年4月~令和10年3月

#### 3 基本戦略

# (1)インバウンド回復戦略

- ・大阪・関西万博を見据え、近隣DMOと連携した誘客促進
- ・欧米豪、アジアの国ごとの特徴を踏まえた戦略的な誘客活動

#### (2)国内交流拡大戦略

・農泊エリアを核とするサステナブルツーリズムの推進

#### (3)高付加価値で持続可能な観光地域づくり戦略

- ・DXによる旅行者や観光事業者の利便性向上
- ・GXである環境負荷が低い急傾斜地農法を活用した農泊推進

#### 4 主な数値目標 < R元年実績 > < R3年実績 > < R9年 >

・延べ宿泊者数(人) 229,738 146,980 237,000

・旅行消費額(円) 30,663 23,866 32,000

### 5 今後のスケジュール

3月中旬 観光圏整備計画を国に提出

4月上旬 観光圏認定の公表